

陸上自衛隊オスプレイの佐賀移駐後の協議会等の継続について

1. 協議会及び部会の継続について

- 木更津駐屯地に関する協議会(以下「協議会」という)及び木更津駐屯地に関する協議会部会(以下「部会」という)は、令和2年6月の設置以後、陸上自衛隊オスプレイをはじめ木更津駐屯地に配備されている航空機の運用に関する市民の懸念事項等について、対応方策を協議する場として、重要な役割を果たしてきた。
- 本年7月9日の木更津駐屯地における陸上自衛隊オスプレイの暫定配備終了後においても、同機は定期機体整備のために同駐屯地に飛来する予定であること、また、陸上自衛隊オスプレイ以外の自衛隊機は同駐屯地に配備されており、引き続き基地周辺住民の懸念事項等について、対応方策を協議する場が必要であることから、暫定配備終了後も協議会及び部会を継続することとする。

2. 委員構成について

- 現在の協議会は、資料2のとおりで構成されているが、基地周辺住民の懸念事項等は、基地の運用に伴う騒音対策や基地周辺の生活環境の改善など多岐にわたっていることから、現在の委員構成を維持することとする。
- また、現在の部会は、資料2のとおりで構成されているが、木更津駐屯地における基本的な飛行経路は、経路の大半が海上である駐屯地の西側を飛行することが多いこと、同駐屯地に配備されている航空機のほとんどが回転翼機であることから、現在の部会及び委員構成を維持することとする。

3. 協議事項等について

- 協議事項及び所掌事務については、現行どおりとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 木更津駐屯地に配備されている航空機の運用に関する事項
- (2) その他必要な事項

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について懸念事項等を収集し、対応方策を検討する。

- (1) 木更津駐屯地に配備されている航空機の運用に関する事項
- (2) その他必要な事項

4. 開催頻度について

- 協議会及び部会は、基地の運用の変更や訓練飛行の基地周辺住民への影響等を踏まえ、協議会においては会長が、また、部会においては部会長が、それぞれ必要と認めるときに招集する。